

○財務省告示第二百二十一号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十四年度の初日から平成二十四年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十四年六月二十九日

財務大臣 安住 淳

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十四年度の初日から平成二十四年五月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

五	四	三	二	一	表第一の六の項名 関税暫定措置法別	輸入数量
二一二トン	三、四二六トン	一八トン	〇トン	〇トン		

二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三	二三	二一	三、四七五トン
一〇五トン	〇トン	四四四トン	三〇七トン	〇トン	三トン	二六三トン	二三六トン		